

令和2年7月27日
一般社団法人 日本経済調査協議会 林業研究会

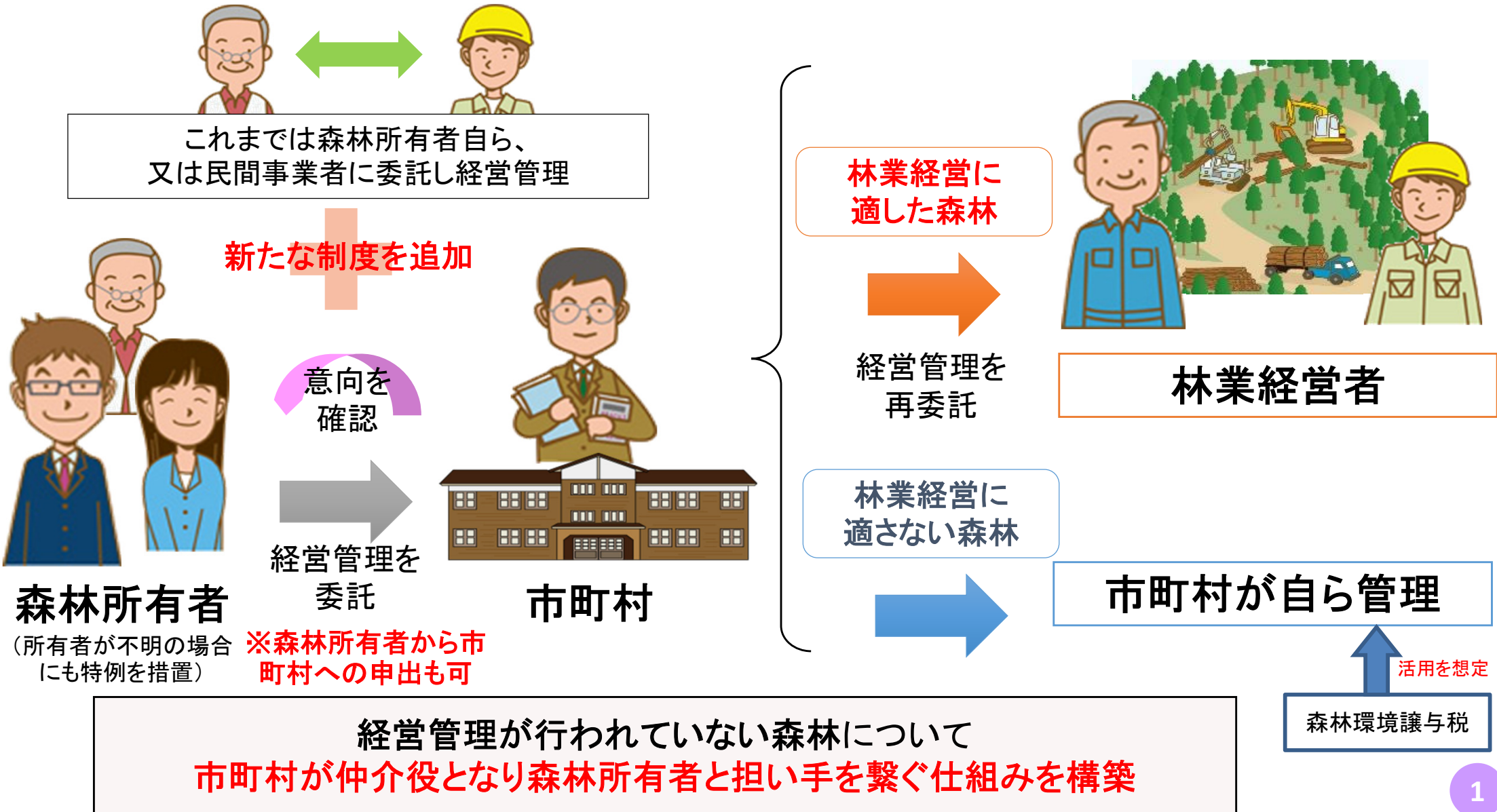
森林経営管理制度の取組状況について

林野庁

森林整備部 森林利用課 森林集積推進室
安 高 志 穂

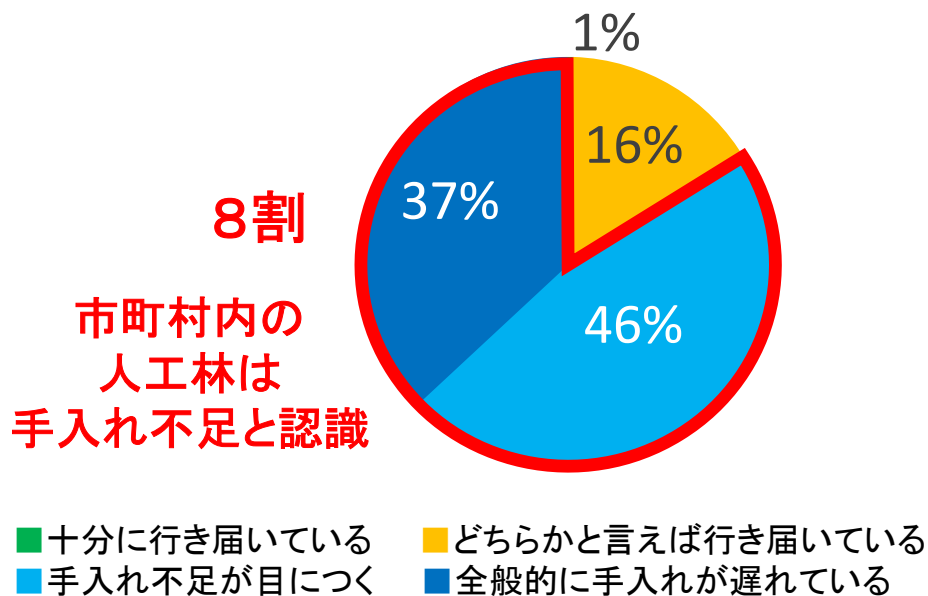
森林経営管理法（森林経営管理制度）の仕組み

- **経営管理が行われていない森林**について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

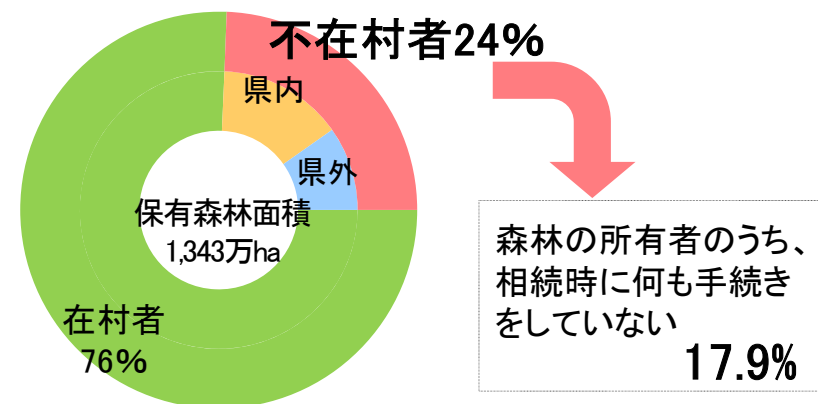


制度の必要性 ～ 森林における様々な課題 ～

- 多くの地域に**手入れ不足の人工林**がある
(市町村担当者への聞き取り)



- 森林所有者の4分の1は**地域に不在**
(不在村者保有の森林面積の割合)



資料: 農林水産省「農林業センサス」
国土交通省(H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)

注1: 不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2: 国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

- **境界が明確化**されていない
(地籍調査の進捗状況)

| 宅地 | 農用地 | 林地 | 合計 |
|-----|-----|------------|-----|
| 55% | 74% | <u>45%</u> | 52% |

資料: 国土交通省(H31年4月調べ)

- **所有者が不明な森林**がある
(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

| 宅地 | 農用地 | 林地 | 合計 |
|-------|-------|--------------|-------|
| 19.3% | 19.0% | <u>28.2%</u> | 22.2% |

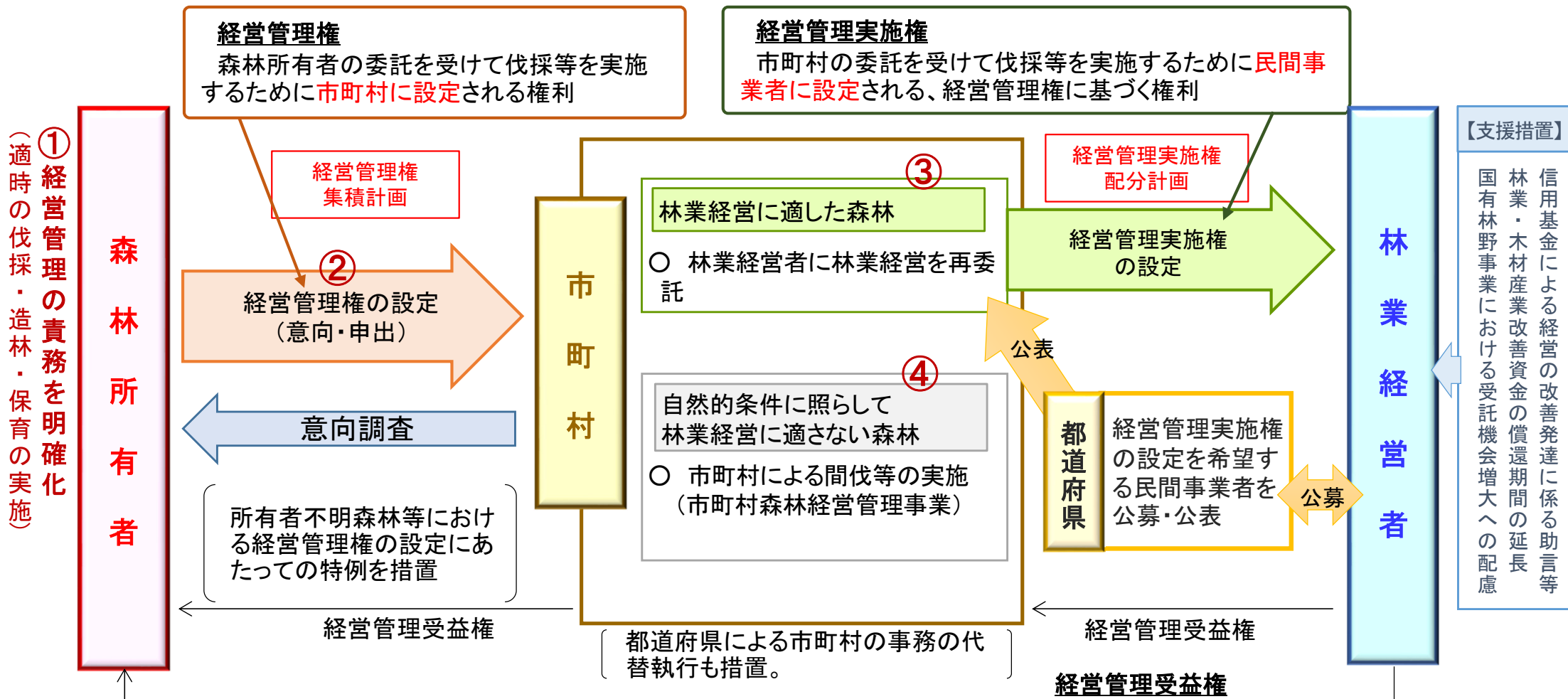
資料: 国土交通省(平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)

注: ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

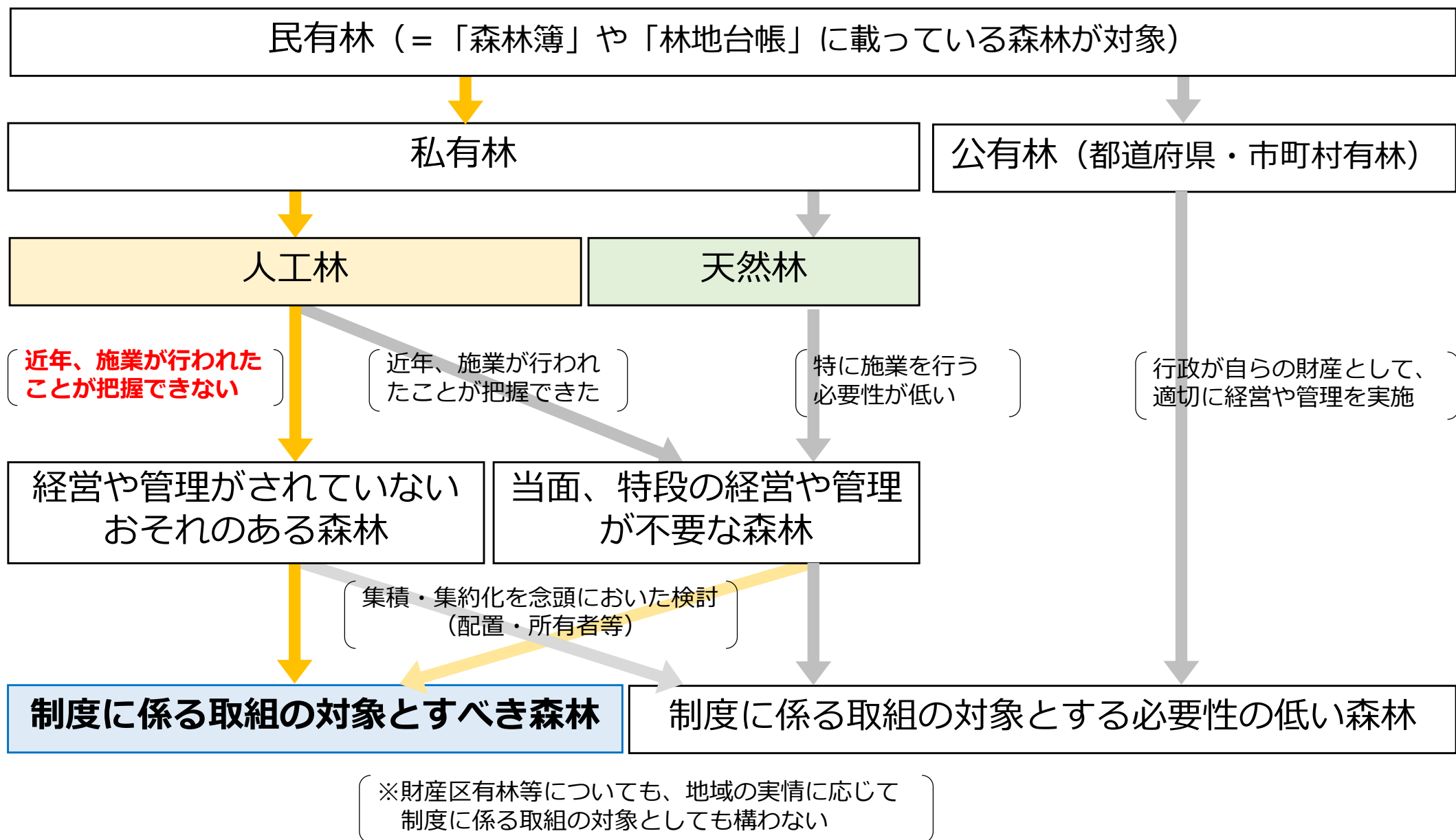
森林の手入れ不足等への対応が必要

森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



制度の対象とすべき森林の基本的な考え方



意向調査とは

- 森林経営管理法に基づく「意向調査」と言うためには、**次の3点を満たす必要**があります。
- その上で、問や選択肢は、**各地域の考えに基づいて調整して構いません**。

(森林経営管理法施行規則第3条)

○ 意向調査の記載項目

一 集積計画対象森林についての
経営管理の現況

二 集積計画対象森林についての
経営管理の見通し

三 その他参考となるべき事項

(例)

- お持ちの山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？
- 過去10年以内に間伐等の整備をしましたか？

(例)

- お持ちの山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？
- （ 選択肢として、
- ① 自ら経営や管理をしたい。
 - ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。
 - ③ 市町村に経営や管理を委ねることを検討したい。 等

(例)

- 意向調査票に記載した山林はあなたが所有している山林で間違いありませんか？

森林経営管理制度の取組状況 ～ 意向調査 ～

- **意向調査**については、令和元年度中に私有林人工林がある市町村の**約3割**で**計10万ha超**の実施見込み。
- 意向調査の**準備も含めた制度に係る取組**は、令和元年度中に**約8割**が実施見込み。

経営管理意向調査の令和元年度中の実施見込み



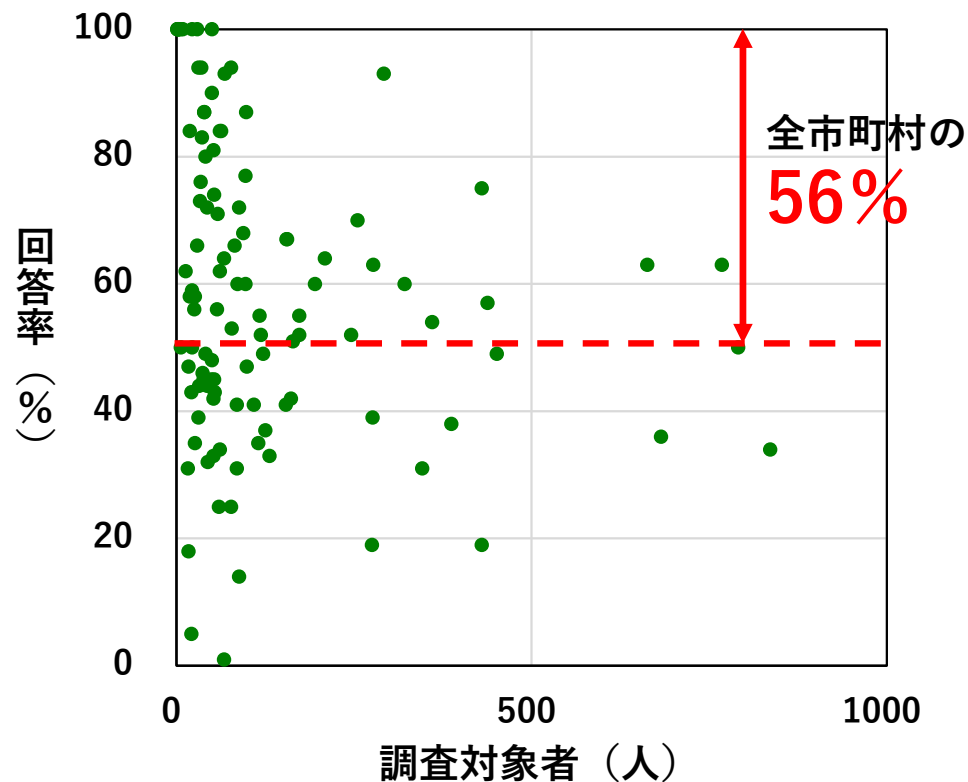
令和元年度中に約8割の市町村が制度に取り組む見込み

- 注：1) 令和元年度末見込みの取組予定を令和2年1月に市町村に聞き取り。
2) 私有林人工林がある1,592市町村のデータ。
3) 計の不一致は四捨五入による。

(参考) 意向調査の実施傾向 ～ 回答率 ～

- 半数以上の市町村において、対象者の5割以上から意向調査の回答を得ている。
- 半数以上の市町村において、回答者の5割が経営管理を「市町村に委託したい」と回答。

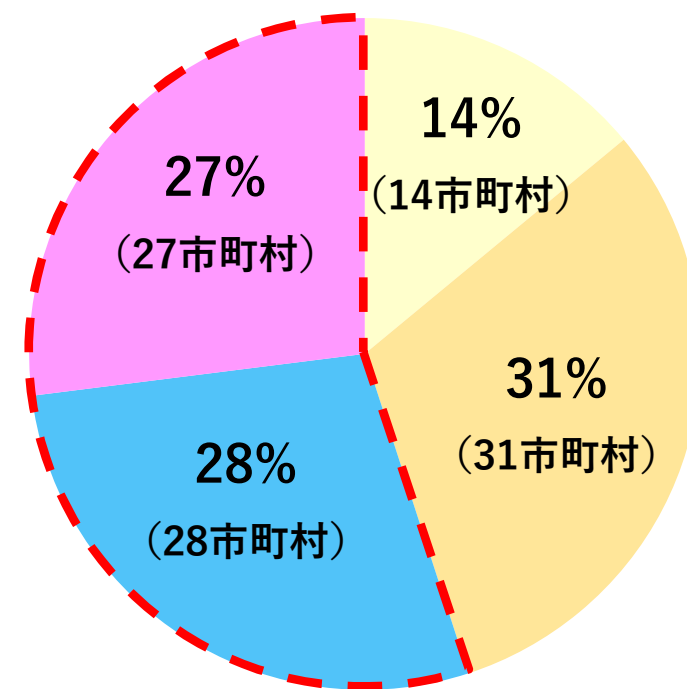
【調査対象者数と回答率の関係】



注：回答を回収中である数値を含んでいることに注意。

【市町村に委託を希望する割合別の市町村分布】 (所有者ベース)

■ 1～30% ■ 31～50% ■ 51～70% ■ 71～100%



注：回答を回収中である数値を含んでいることに注意。

森林経営管理制度の取組状況 ～ 申出 ～

○ 森林所有者からの経営管理権集積計画の作成の**申出**については、**11市町で延べ56件、196ha**（令和元年12月末時点）。

【申出の状況】（令和元年12月末時点）

| 都道府県 | 市区町村 | 件数 (件) | 筆数 (筆) | 面積 (ha) |
|------|------|-----------|-----------|------------|
| 福島県 | 郡山市 | 1 | 3 | 48 |
| 栃木県 | 矢板市 | 4 | 5 | 2 |
| 埼玉県 | 秩父市 | 2 | 5 | 4 |
| 新潟県 | 南魚沼市 | 1 | 10 | 1 |
| 石川県 | 七尾市 | 1 | 2 | 5 |
| 石川県 | 志賀町 | 1 | 1 | 5 |
| 兵庫県 | 養父市 | 41 | 122 | 122 |
| 兵庫県 | 丹波市 | 1 | 1 | 1 |
| 島根県 | 松江市 | 2 | 3 | 3 |
| 岡山県 | 美作市 | 1 | 2 | 7 |
| 長崎県 | 五島市 | 1 | 2 | 1 |
| 計 | | 56 | 156 | 196 |

注：令和元年12月末時点の取組状況を令和2年1月に市町村に聞き取り。
面積については、整数値で記載（計は実数値を使用）。

森林所有者からの申出を活用した森林整備 （兵庫県 養父市）

手入れ不足の森林の解消を図るため、市が初年度の試行的な取組として、**森林組合と連携して、森林経営管理制度の申出の仕組みを活用**することで、市が対象森林の経営管理権（5年）を取得したうえで、非経済林の保育間伐を実施（令和元年度は約100haを予定）。

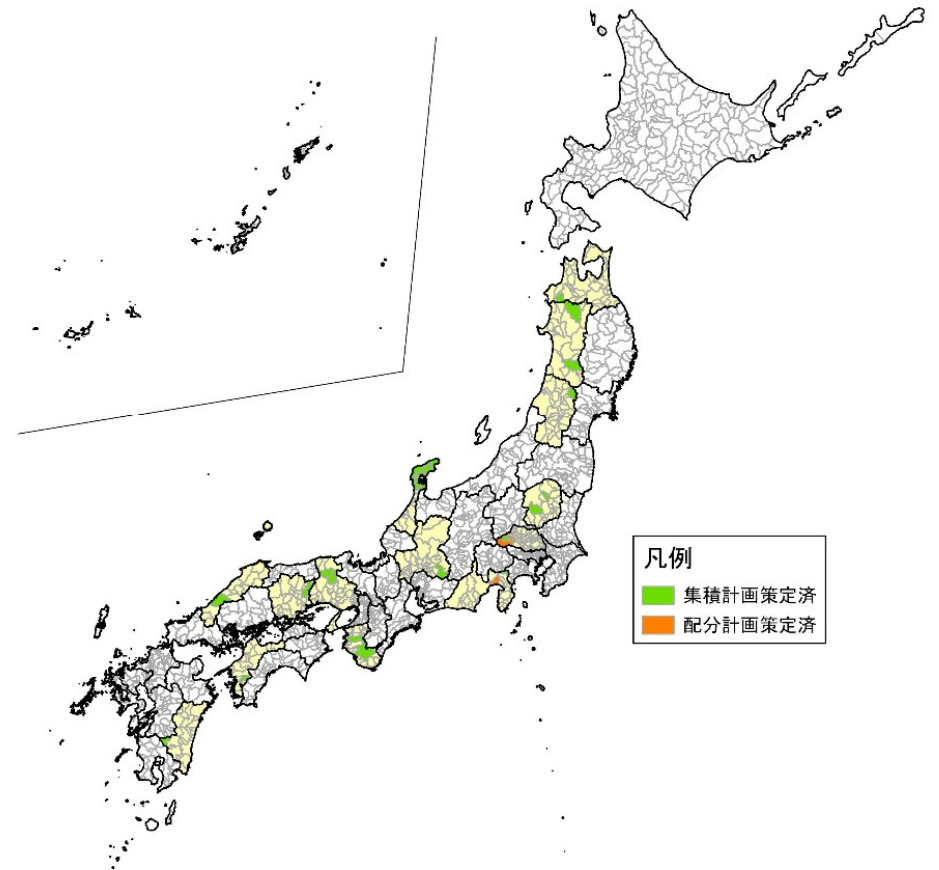


森林経営管理制度の取組状況 ～ 集積計画 ～

○ **経営管理権集積計画**については、**28市町村で延べ365件、560ha策定**（令和2年3月末時点暫定値）。

【経営管理権集積計画策定状況】（令和2年3月末時点暫定値）

| 都道府県 | 市町村 | 件数 (件) | 面積 (ha) | 都道府県 | 市町村 | 件数 (件) | 面積 (ha) |
|------|------|-----------|------------|----------|------|------------|------------|
| 青森県 | 西目屋村 | 1 | 7 | 岐阜県 | 恵那市 | 26 | 25 |
| 秋田県 | 横手市 | 1 | 1 | 静岡県 | 富士市 | 91 | 54 |
| | 大館市 | 31 | 69 | | 小山町 | 5 | 3 |
| 山形県 | 最上町 | 36 | 17 | 兵庫県 | 養父市 | 42 | 126 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 3 | 2 | | 朝来市 | 29 | 96 |
| | 矢板市 | 3 | 2 | 和歌山県 | 田辺市 | 6 | 20 |
| 埼玉県 | 秩父市 | 7 | 17 | | 有田川町 | 2 | 5 |
| | 横瀬町 | 1 | 5 | 島根県 | 浜田市 | 1 | 6 |
| | 長瀬町 | 6 | 13 | 岡山県 | 美作市 | 1 | 7 |
| | 小鹿野町 | 22 | 35 | 愛媛県 | 鬼北町 | 1 | 1 |
| 石川県 | 七尾市 | 1 | 1 | 宮崎県 | えびの市 | 10 | 4 |
| | 輪島市 | 10 | 12 | 計 | | 365 | 560 |
| | 珠洲市 | 10 | 7 | | | | |
| | 志賀町 | 1 | 4 | | | | |
| | 中能登町 | 1 | 1 | | | | |
| | 穴水町 | 15 | 20 | | | | |
| | 能登町 | 2 | 2 | | | | |



注：令和2年3月末時点での市町村からの情報提供等。

森林経営管理制度の取組状況 ～ 配分計画等 ～

- **経営管理実施権配分計画**については、**2市町で延べ4件、56ha策定**され、林業経営者によって間伐等を実施（令和2年3月末時点暫定値）。
- **市町村森林経営管理事業**については、**9市町**において間伐等を実施（令和2年3月末時点暫定値）。

経営管理実施配分計画に基づく森林整備 （埼玉県 秩父市）

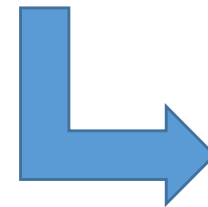
令和元年6月に、全国初となる経営管理権を取得し、その中で林業経営に適にした森林について、企画提案を公募し、経営管理実施権を設定（約2ha）。

令和2年2月に追加で作成した経営管理権集積計画の対象森林についても、令和2年度中に、経営管理実施権の設定等を計画。



市町村森林経営管理事業による森林整備 （石川県 志賀町）

令和元年12月に経営管理権を取得し、森林組合に保育間伐を発注（約4ha）。



所有者不明森林等に係る特例措置

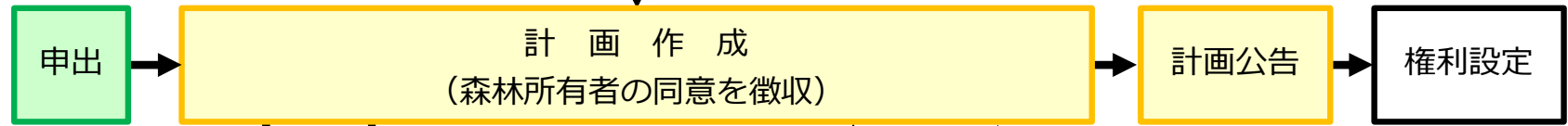
| | |
|--|-------|
| | 森林所有者 |
| | 市町村 |
| | 都道府県 |

原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意

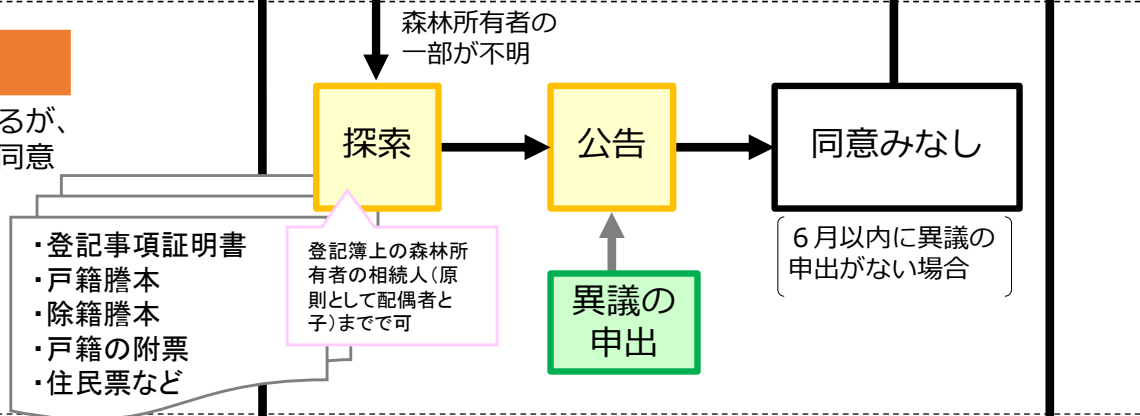
経営管理が適切に行われていない森林の特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査



共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、
知っている全員が計画作成に同意



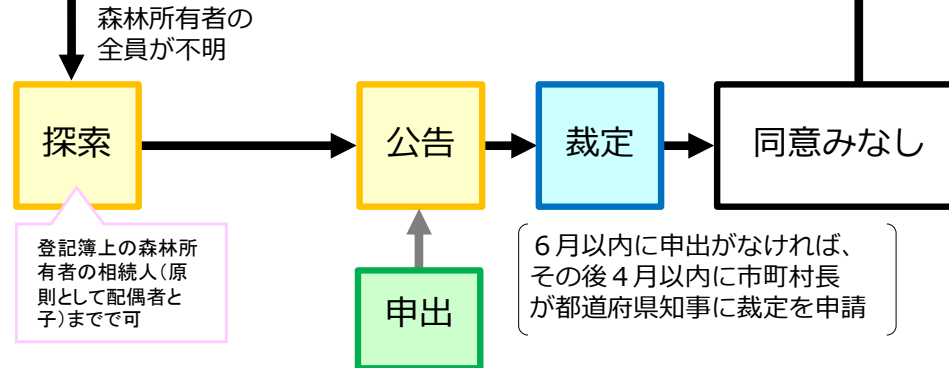
- ・登記事項証明書
- ・戸籍謄本
- ・除籍謄本
- ・戸籍の附票
- ・住民票など

登記簿上の森林所有者の相続人(原則として配偶者と子)まで可

6月以内に異議の申出がない場合

所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



登記簿上の森林所有者の相続人(原則として配偶者と子)まで可

6月以内に申出がなければ、その後4月以内に市町村長が都道府県知事に裁定を申請

【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
 - いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
 - 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た または、
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

森林経営管理制度の取組状況 ～ 所有者不明森林等に係る特例措置 ～

- **13市町**において、**所在が不明であった森林所有者の探索を実施**（令和元年12月末時点）。
- 探索により所在が判明した森林所有者については、改めて意向を確認するとともに、引き続き所有者・共有者が不明の森林については、今後、経営管理権設定に向けた公告等の手続きを検討。

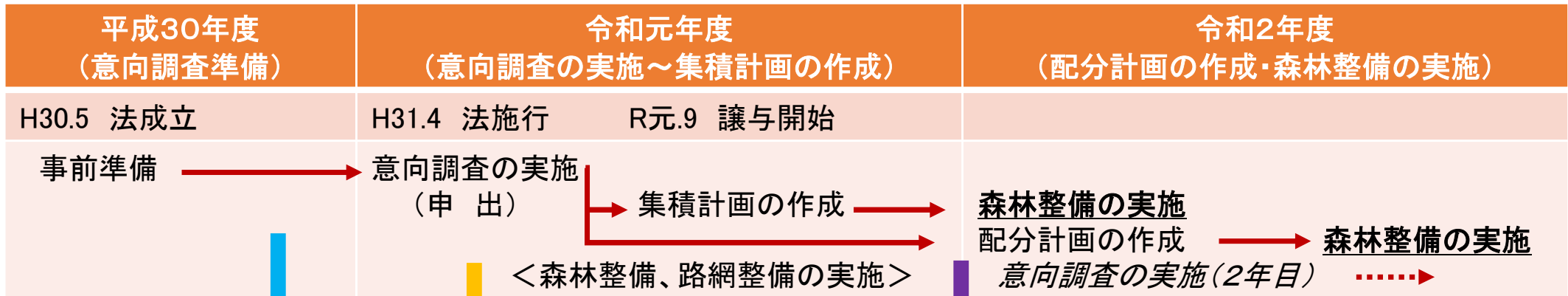
【森林所有者の探索の状況】（令和元年12月末時点）

| 都道府県 | 市区町村 | 共有者不明森林 | | 所有者不明森林 | |
|------|------|------------|----------|------------|----------|
| | | 探索を行った所有者数 | 判明した所有者数 | 探索を行った所有者数 | 判明した所有者数 |
| 秋田県 | 大館市 | 41 | - | 0 | 0 |
| 秋田県 | 鹿角市 | 3 | 2 | 11 | 7 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 栃木県 | 矢板市 | 2 | 2 | 42 | 42 |
| 岐阜県 | 郡上市 | 30 | - | 2 | 2 |
| 岡山県 | 美作市 | 0 | 0 | 74 | - |
| 広島県 | 福山市 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 広島県 | 府中市 | 2 | 2 | 41 | 40 |
| 広島県 | 世羅町 | 6 | 10 | 7 | 37 |
| 徳島県 | 美馬市 | 0 | 0 | 184 | - |
| 徳島県 | 上勝町 | 0 | 0 | 38 | 20 |
| 徳島県 | つるぎ町 | 0 | 0 | 105 | - |
| 長崎県 | 西海市 | 0 | 0 | 11 | 3 |

注：令和元年12月末時点の取組状況を令和2年1月に市町村に聞き取り。

森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- 関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。



【住民の関心がない】

- ・座談会や説明会の実施
- 【森林情報や境界が明確化していない】
- ・県が実施したレーザーデータを解析
- ・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

【発注の仕方がわからない】

- ・県から発注システムを市町村に配布
- 【担い手がない】
- ・小規模な森林は自伐林家等に委託

【どこから取り組んで良いかわからない】

- ・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
- ・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

【森林環境譲与税の活用】

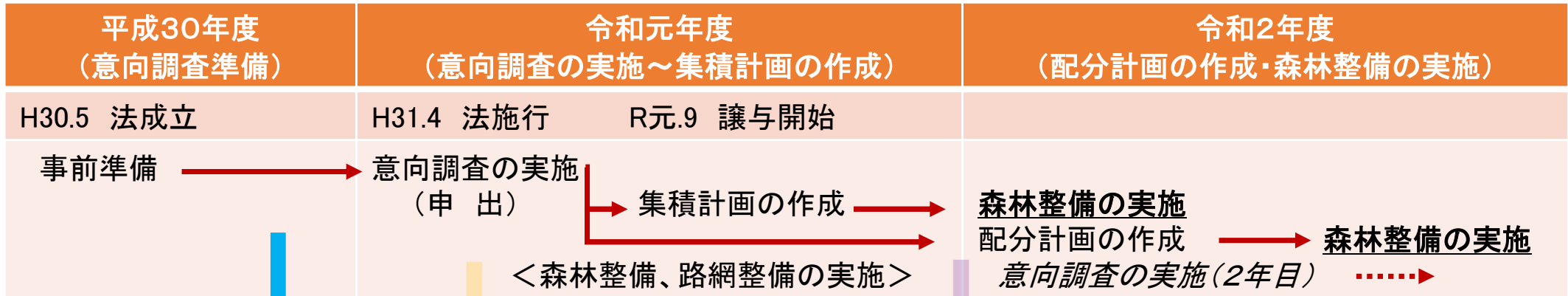
- ・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
- ・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

【職員がいない】

- ・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
- ・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- 関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。



【住民の関心がない】
・座談会や説明会の実施

【森林情報や境界が明確化していない】
・県が実施したレーザーデータを解析
・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

【どこから取り組んで良いかわからない】
・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

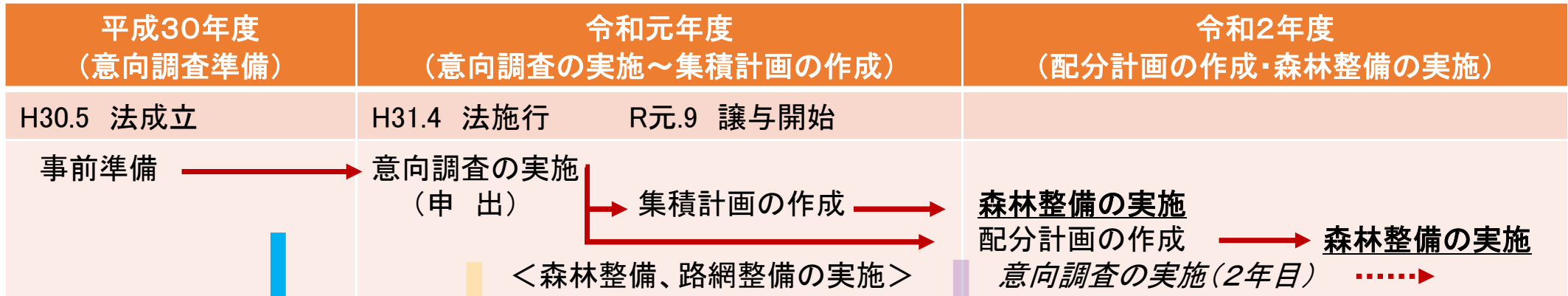
【職員がいない】
・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

【発注の仕方がわからない】
・県から発注システムを市町村に配布
【担い手がない】
・小規模な森林は自伐林家等に委託

【森林環境譲与税の活用】
・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- 関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。



【住民の関心がない】

- ・座談会や説明会の実施

【森林情報や境界が明確化していない】

- ・県が実施したレーザーデータを解析
- ・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

【発注の仕方がわからない】

- ・県から発注システムを市町村に配布

【担い手がない】

- ・小規模な森林は自伐林家等に委託

【どこから取り組んで良いかわからない】

- ・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
- ・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

【森林環境譲与税の活用】

- ・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
- ・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

【職員がいない】

- ・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
- ・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

森林経営管理制度に係る取組事例 ～ 熊本県 御船町 ～

- 森林経営管理制度の取組を進めるため、制度開始に合わせて**元森林組合職員 1 名を地域林政アドバイザーとして雇用**
- 令和元年度は約200ha（83名）を対象に意向調査を実施、令和2年度も同規模で取り組む計画
 - ➡ **町内在住者53名には地区座談会や戸別訪問により調査票を手交**、町外在住者20名には、電話連絡した後、郵送で送付
- 森林の地籍調査進捗率 0 % の中、地元精通者の協力のもと**計画的に境界明確化**を実施（令和元年度：73名、197ha）

□ 実施体制

- 町の林業担当職員は 0 名
- 座談会や戸別訪問等意向調査は、地域林政アドバイザーが実施
- **現地確認及び境界確認は、地元精通者 2 名を雇用**

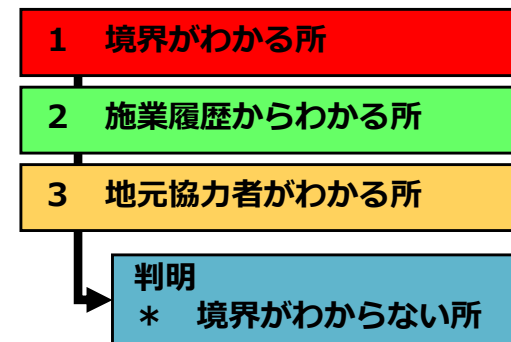
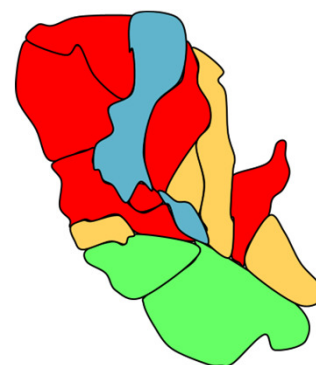
□ 基礎データ

| | |
|------------|---------|
| 林野率 | 56% |
| 森林面積 | 5,552ha |
| 私有林人工林面積 | 2,489ha |
| 森林の地籍調査進捗率 | 0% |

□ 説明会の実施



□ 基本的な現地確認・境界確認の進め方



地元精通者とともに森林所有者が立会し境界を決める



境界杭を打ち、GPS機器で測量

- 森林法において、林地台帳の正確な記載の確保に向け、市町村が森林の土地の所有者を把握するために調査を行う旨の規定を追加し、**市町村における固定資産課税台帳の情報の内部利用を拡大**
【令和2年6月10日施行】

〔固定資産課税台帳情報の内部利用に係る要件〕

（地方税法上の守秘義務に抵触しないと解する要件）

- ① 税務部局から他部局への情報提供を可能とする「**内部利用**」に関する法律上の規定があること
 - ▶ 森林法第191条の2において、規定済
- ② 使用目的の**公益性**が高く、**固定資産税情報の確認が不可欠**であること
 - ▶ 新たに森林法第191条の4第2項において、**林地台帳の正確な記載の確保に向け、調査を行う旨の規定を追加**

〔森林法改正の意義・効果〕

従来

平成24年4月1日以降新たに森林の土地の所有者となった者の情報に限り、市町村税務部局から同林務部局に対して、固定資産課税台帳の情報を提供

今後

平成24年4月1日以前から森林の土地の所有者であった者の情報に関しても、固定資産課税台帳の情報の提供を受けられるように

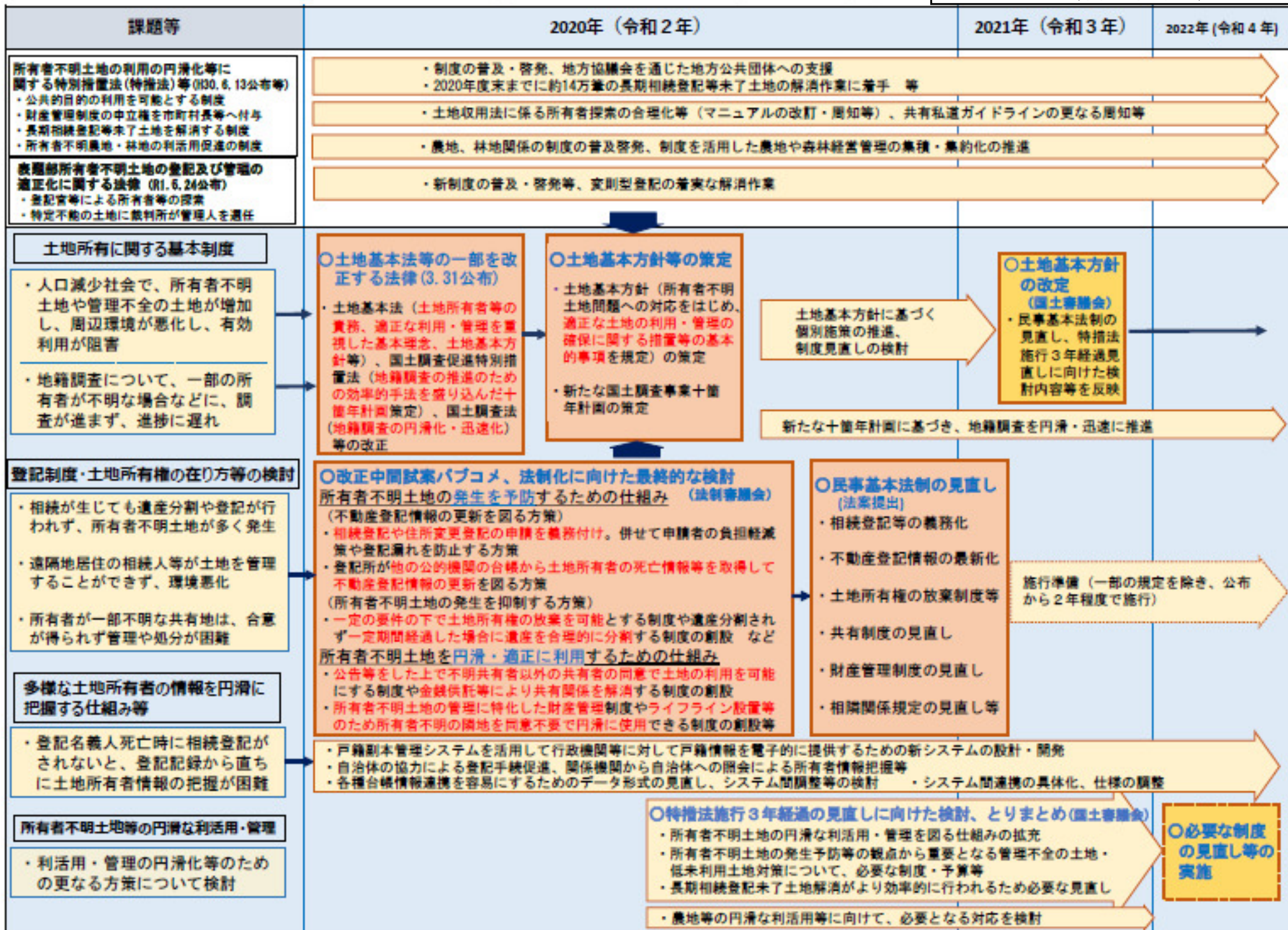
森林所有者の情報をより効率的に把握することが可能となり、今後、市町村が林地台帳情報

の更新・修正や経営管理意向調査等の取組をより円滑に進められるものと期待

（令和2年6月15日付で固定資産課税台帳に記載された森林所有者に関する情報の利用等に関する通知を林野庁、総務省からそれぞれ発出）

所有者不明土地等問題 対策推進の工程表

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
(令和2年7月3日)



【参考】地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)

土地の境界を明確化する地籍調査について、その円滑かつ迅速な実施を図るため、以下の措置を講じるとともに、当該措置による効率的手法の導入を盛り込んだ令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定【国土調査促進特別措置法】することとし、地籍調査の優先実施地域での進捗率(※)を、現在の約8割から約9割とすることを旨とする。

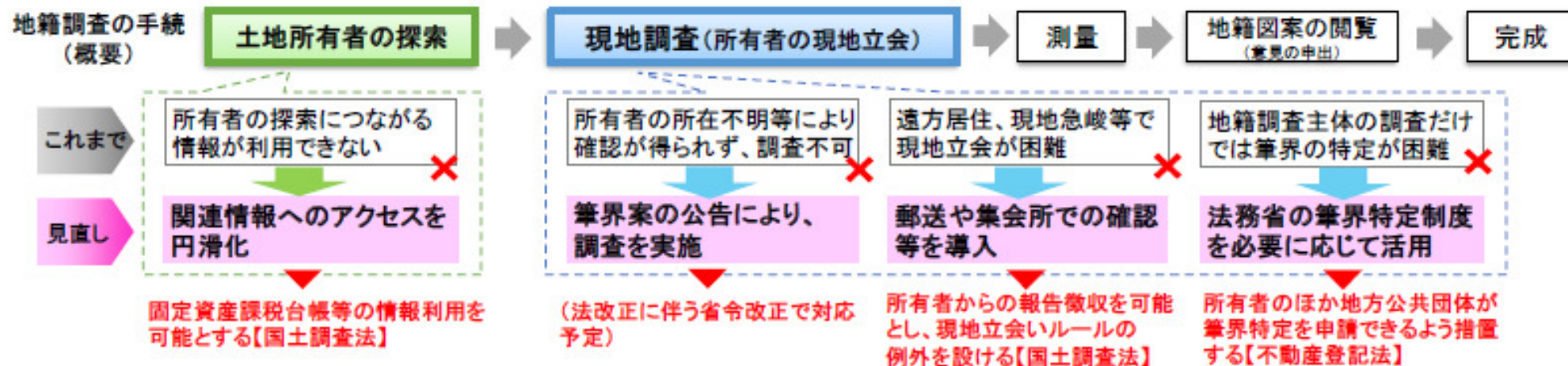
※優先実施地域*での進捗率は79%(対象地域全体では52%)

*土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域(大規模な国有地、手を入れる必要のない天然林等)を除く地域

(1) 現地調査等の手続の見直し

現行の課題：立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、調査が困難。

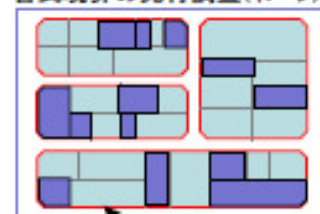
- ①所有者の所在を探索しやすくする
- ②探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとする



(2) 都市部の地籍調査の迅速化

- 防災やまちづくりの観点から、道路等と民地との境界(官民境界)を先行的に調査し、国土調査法上の認証を得て公表。

官民境界の先行調査(イメージ)



調査する官民の境界
※街区を形成する道路等の管理者等とも更に連携

官民境界の調査成果について、都道府県知事等の認証を得て公表する特例を設ける【国土調査法】

(3) 山村部の地籍調査の迅速化

- リモートセンシングデータを活用した新手法の導入により、現地での立会や測量作業を効率化。



リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認(イメージ)

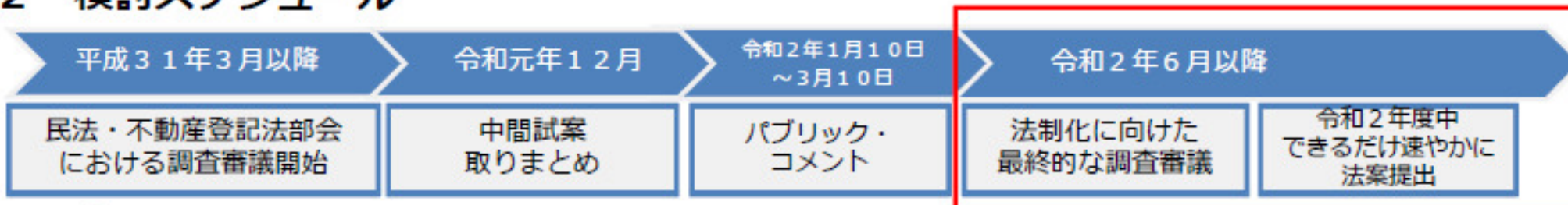
所有者からの報告徴収を可能とし、現地立会いルールの例外を設ける(再掲)【国土調査法】

法務省の取組について

1 民法・不動産登記法改正に向けた現在の検討状況

- 法制審議会民法・不動産登記法部会において調査審議中
 - 令和元年12月に中間試案を取りまとめ、これについてのパブリック・コメントを実施
(令和2年1月10日から同年3月10日までの2か月間)
※意見数：合計249件(個人：143件, 団体：106件)
- 令和2年6月以降、法制化に向けた最終的な調査審議を行い、令和2年度中できるだけ速やかに法案提出

2 検討スケジュール



3 主な検討課題

所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

不動産登記情報の更新を図る方策

▶ 相続登記の申請の義務化等

- 相続が発生しても、相続登記の申請は義務ではない
- 土地の価値が低ければ、相続登記をしようと思わない
- ⇒ 相続登記等がされず、所有者不明土地が発生

- ✓ 不動産を取得した相続人に、相続登記・住所変更登記の申請を義務付ける方向で検討
- ✓ 相続人からの簡易な申出による氏名・住所のみの報告的な相続人申告登記の新設などを検討
- ✓ 登記漏れ防止のため、登記官が被相続人名義の不動産の目録を証明する制度の新設について検討
- ✓ 登記所が他の公的機関から死亡情報等を取得して不動産登記情報の更新を図る方策を検討

▶ その他の見直し事項

- 外国に居住する所有者の連絡先の把握が困難

- ✓ 外国に居住する所有者に関して、国内の連絡先の登記制度の新設や、外国住所の確認書類の見直しについて検討

所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

所有者不明土地の発生を抑制する方策

▶ 土地所有権の放棄

- 土地所有権を放棄することができるかどうかは、現行法上必ずしも明らかでない

✓ 土地の管理コストの他者への転嫁や、所有権を放棄するつもりで土地を適切に管理しなくなるモラルハザードが発生するおそれがあるため、**限定された要件を満たす場合にのみ、土地所有権の放棄を認め、放棄された土地を国に帰属させる**方向で検討

▶ 遺産分割の期間制限

- 遺産分割がされずに遺産共有状態が継続し、数次相続が発生した場合に権利関係が複雑化

✓ **遺産分割がされずに長期間が経過した場合に遺産を合理的に分割する制度の創設**に向けて検討

所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組み

共有関係にある所有者不明土地の利用（民法の共有制度の見直し）

- 共有物を利用するためには、共有者の全員を個別に探索して交渉する必要があり、共有者の一部が不明である場合には、その者の同意をとることができず、土地の利用・処分が困難になる

✓ 不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、**土地の利用を可能にする制度の創設**や、共有者が、不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなどして、**共有関係を解消する制度の創設**に向けて検討

所有者不明土地の管理の合理化（民法の財産管理制度の見直し）

- 現在の財産管理制度では、財産管理人は、不在者等の特定の土地だけではなく、その余の財産も管理することとされているため、制度の活用がしにくい

✓ **所有者不明土地の管理に特化した土地管理制度の創設**や、不在者財産管理制度・相続財産管理制度の合理化について検討

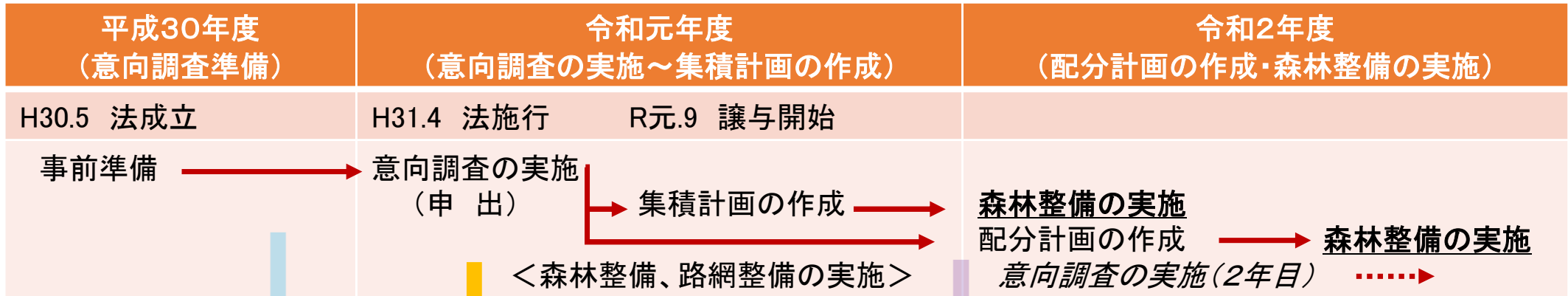
隣地所有者による所有者不明土地の利用・管理（民法の相隣関係規定の見直し）

- ライフラインの導管設置等のために隣地を使用する際の規律については、民法に規定がなく、隣地が所有者不明状態となった場合に対応が困難
- 所有者不明土地が管理されないことによって荒廃し、近傍の土地所有者等に損害を与えるおそれ

✓ ライフラインの導管設置等のために**他人の土地を使用することができる制度の創設**に向けて検討
✓ 近傍の土地所有者等による**管理不全土地所有者に対する管理措置請求制度**を検討

森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- 関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。



- 【住民の関心がない】
- ・座談会や説明会の実施
- 【森林情報や境界が明確化していない】
- ・県が実施したレーザーデータを解析
- ・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

- 【どこから取り組んで良いかわからない】
- ・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
- ・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

- 【発注の仕方がわからない】
- ・県から発注システムを市町村に配布
- 【担い手がない】
- ・小規模な森林は自伐林家等に委託

- 【森林環境譲与税の活用】
- ・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
- ・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

- 【職員がいない】
- ・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
- ・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

森林経営管理制度に係る取組事例 ～ 新潟県 糸魚川市 ～

- 平成30年度に、市内全域で地域の区長等を対象として**事前の調査**を実施（回答率77%）
- 令和元年度は、事前調査において特に**経営管理の委託に前向きな回答が多かった2地区（36ha）を対象に意向調査**を実施し、**経営管理権集積計画の案の作成まで**取り組んだ
- **1地区につき、3年をかけて**意向調査から経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、民間事業者への再委託を行う計画で取り組み中

□ 実施体制

- 市、県地域振興局、森林組合が連携し、定期打合せ及び意向調査等の地区説明会を実施
- 説明会や意向調査票の発出等は直営
- 調査結果のとりまとめ等は委託



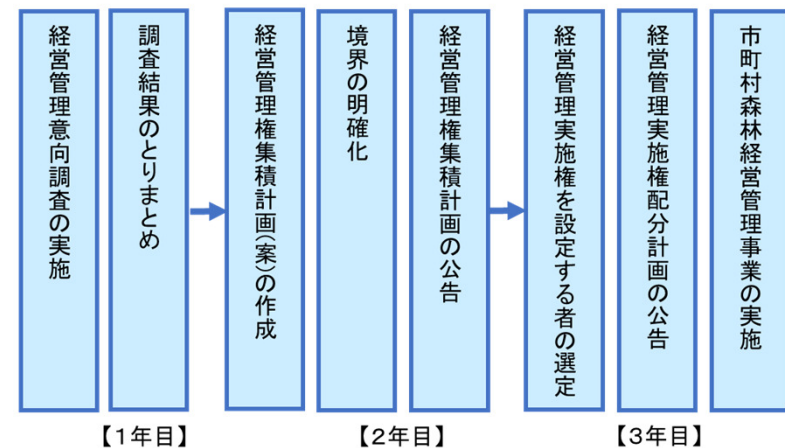
□ 現地確認、意向調査の地区説明会



□ 1地区3年計画による取組の展開

【糸魚川市における制度の進め方】

意向調査の実施準備の整った地区から、以下のような進め方を想定

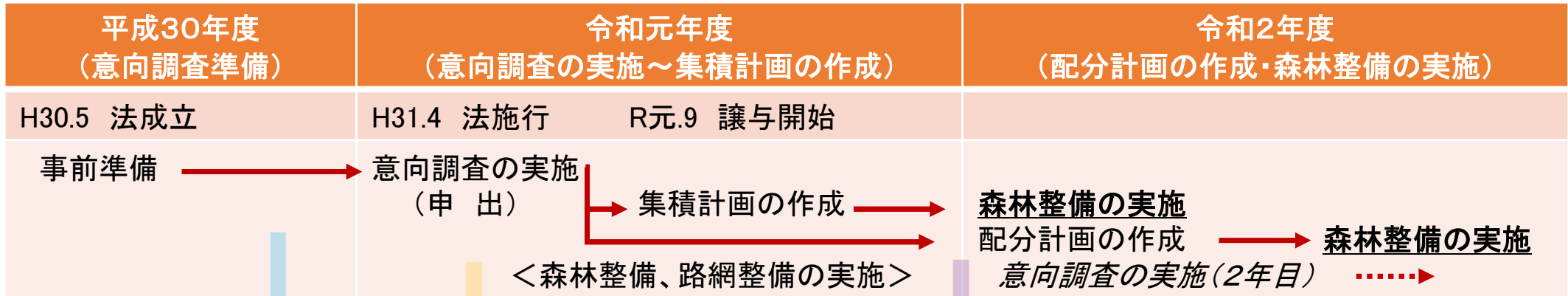


□ 基礎データ

| | |
|----------|----------|
| 林野率 | 82% |
| 森林面積 | 60,587ha |
| 私有林人工林面積 | 8,168ha |
| 地籍調査進捗率 | 4% |

森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- 関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。



- 【住民の関心がない】
 - ・座談会や説明会の実施
- 【森林情報や境界が明確化していない】
 - ・県が実施したレーザーデータを解析
 - ・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

- 【発注の仕方がわからない】
 - ・県から発注システムを市町村に配布
- 【担い手がない】
 - ・小規模な森林は自伐林家等に委託

- 【どこから取り組んで良いかわからない】
 - ・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
 - ・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

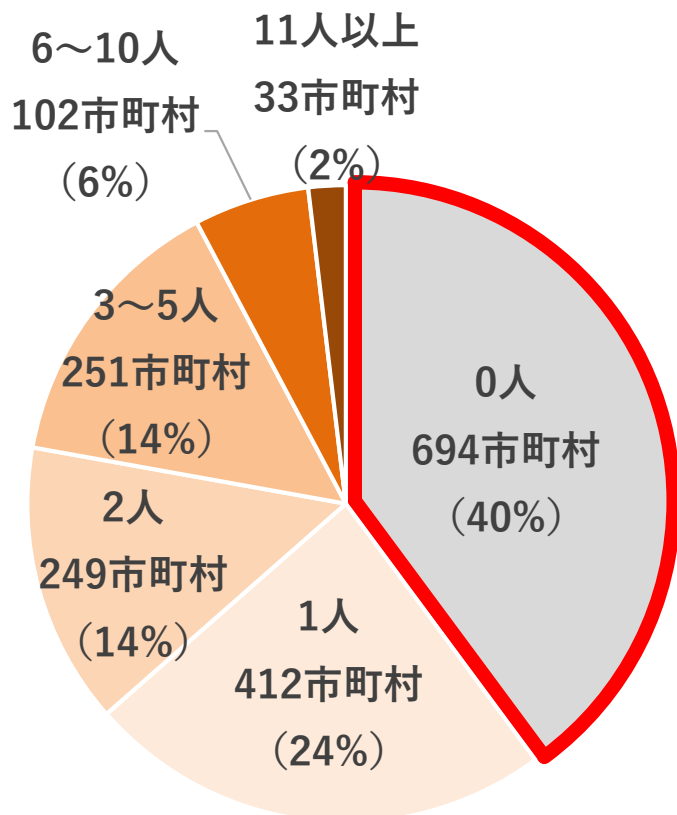
- 【森林環境譲与税の活用】
 - ・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
 - ・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

- 【職員がいない】
 - ・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
 - ・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

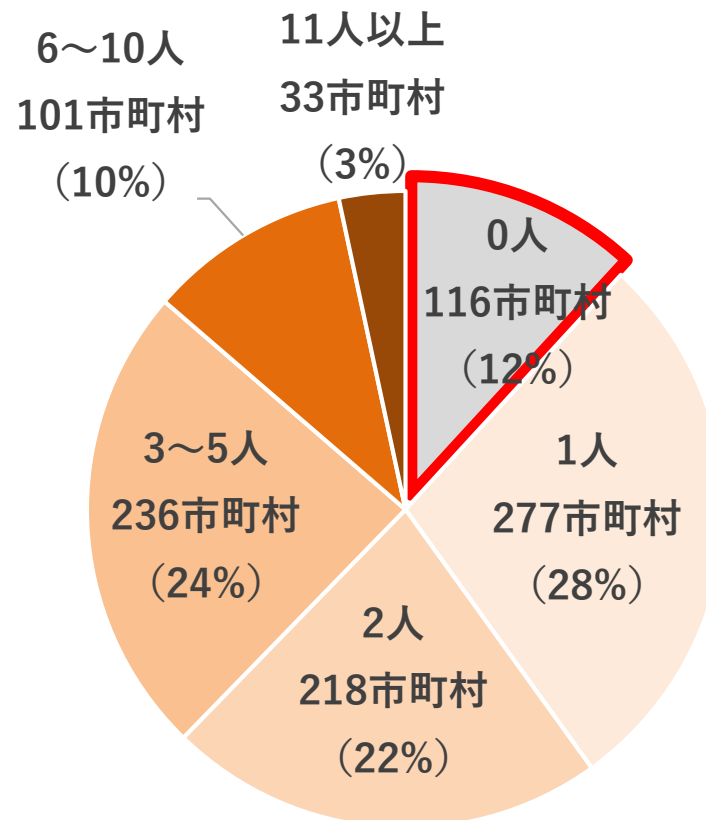
市町村の森林・林業担当職員の現状

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分でない市町村が多い。
- 私有林人工林が1,000ha以上の市町村（我が国の私有林人工林面積の97%を占める）では、一定の職員数を確保している市町村が多いが、職員数0人の市町村も約1割存在する。

<全市町村（1,741）>



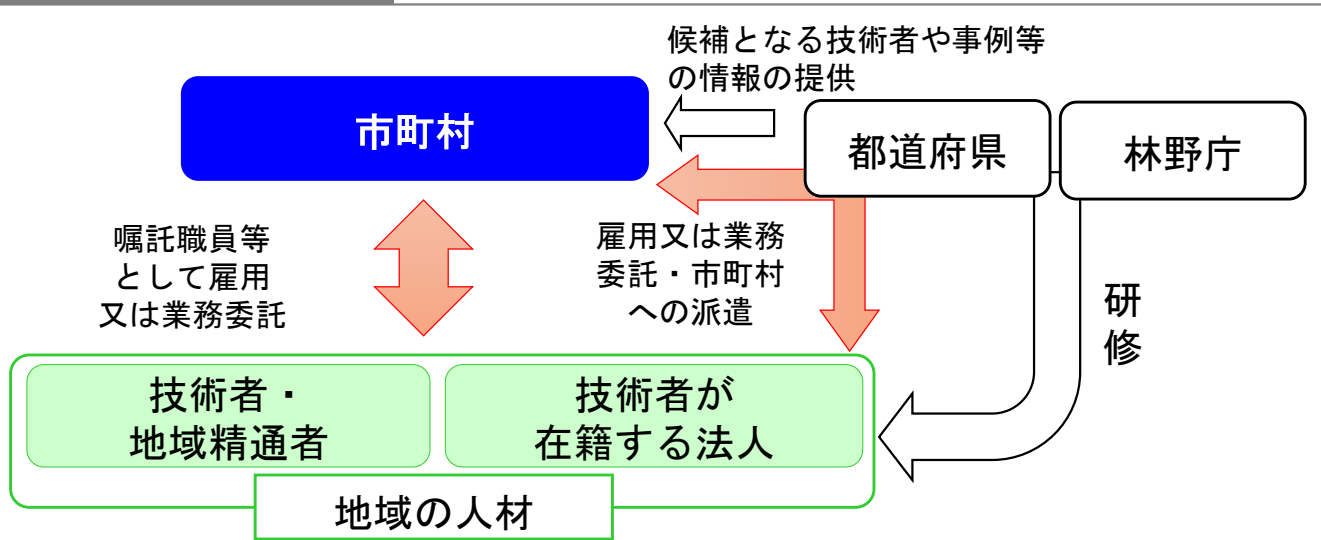
<私有人工林1,000ha以上の市町村（981）>



地域林政アドバイザー制度

○ 平成29年度より、林業技術者の活用により市町村の森林・林業行政を支援する体制の構築に取り組む「地域林政アドバイザー制度」を推進。

制度のスキーム



★市町村が地域林政アドバイザーの雇用や委託に要した経費については、**特別交付税措置の対象(措置率:都道府県0.5・市町村0.7、対象経費:1人あたり500万円が上限)**

対象者の要件

- 以下のいずれかに該当する技術者の方、又はその技術者が在籍する法人
- ・ 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）
 - ・ 技術士（森林部門）
 - ・ 林業技士
 - ・ 認定森林施業プランナー
 - ・ 地域に精通する方で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

活用実績

(単位:自治体数、括弧内は人数)

| | 都道府県 | 市町村 | 計 |
|--------|-----------|--------------|--------------|
| 平成29年度 | 0 (0) | 36 (38) | 36 (38) |
| 平成30年度 | 1 (5) | 63 (67) | 64 (72) |
| 令和元年度 | 5 (14) | 120 (155) | 125 (169) |

個人への委嘱の事例 -岩手県花巻市-

- 森林総合監理士の資格を持つ県職員OBに地域林政アドバイザーの業務を委嘱。
- 市有林の現況調査や伐採計画の策定、林地台帳の整備等に対する専門的な立場からの助言や、林業関係者との繋がりが増えたことで、今後は木材利用の推進や地域振興に繋がることが期待。



法人への委託の事例 -北海道小清水町-

- 林務専門職員が不在の中、森林組合に地域林政アドバイザーの業務を委託。
- 間伐等の施業現場の調査や経営計画に対する指導を受けており、これまでなかなか目の行き届かなかった町有林の整備のほか、木材利用の推進にも取り組んでいくこととしている。



森林経営管理制度に係る取組事例 ～ 和歌山県 有田川町 ～

- 意向調査は、合併前の3地域のうち、**1地域は町直営**、**2地域は各地域の森林組合に委託**で実施し、町直営の地域は4年、委託の地域は10年で終了する予定
- 令和元年度の意向調査への**回答率は75%**、このうち**町に経営管理委託希望の意向は43%**で、小面積の森林所有者の希望が多い傾向 ➡ 約5haについて**集積計画を公告**

□ 実施体制

- 町の林業担当職員は3名
(平成29年度の担当部署新設時には、いずれも林業担当は初経験)
- 「直営」地域は、森林経営計画の作成が見込めないため、市町村による公的管理を想定
- 「委託」地域は、森林経営計画の作成を期待し、林業経営者への再委託につなげることを想定

□ 基礎データ

| | |
|------------|----------|
| 林野率 | 77% |
| 森林面積 | 26,920ha |
| 私有林人工林面積 | 17,516ha |
| 森林の地籍調査進捗率 | 82% |

□ 意向調査の結果

| | 所有者数 (人) | 筆数 (筆) | 面積 (ha) |
|-----------|-------------|-----------|------------|
| 意向調査実施状況 | 423 | 1,447 | 1,465 |
| 回答結果 | 317 | 1,131 | 1,205 |
| 町に委託希望の意向 | 135 | 379 | 332 |

山林所有者のみなさま

意向調査回答の御礼

この度は、森林経営管理法に基づく意向調査にご協力いただき誠にありがとうございます。有田川町では、この調査結果をもとに今後1年間をかけて対象地区の森林の管理方法を検討してまいります。検討にあたり、改めてご連絡を差し上げることもあるかもしれませんが、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。



有田川町役場 産業課 林務班
(お問合せ 0737-22-4504)



意向調査にご協力いただいた
森林所有者へのお礼状

森林経営管理制度に係る取組事例 ～ 島根県 ～

- 島根県では、市町村の意向を踏まえた**支援組織を設置**し、森林の集積・集約化等をはじめとした技術的支援を行う。
- 支援組織については、**市町村と県からの受託費等により運営**。
- 各市町村で**再委託モデル地区の設定**を目標に、対象地区抽出に取り組む。

□ 実施体制

島根県では、（一社）島根県森林協会内に「森林経営推進センター」を設置し、県内市町村の新たな森林管理システムの運営を支援

森林経営推進センター

- センター長
 - 森林経営第一課長 — ○地域推進員
 - 森林経営第二課長 — ○地域推進員
 - 経理庶務担当

※センター長・担当課長（計3名）は県職員を派遣

■ センターの業務内容

- ① 市町村業務の技術支援
- ② 県内管理システム推進連絡会議の運営
- ③ 市町村職員の実務研修の企画・実施

□ 主な活動内容

市町村が行う森林経営管理制度に係る業務を技術的に支援

- 市町村毎に設置される地域協議会に参画し、技術的知見により協議会の運営を効率的にサポート
- 再委託業務の技術支援
 - 〔 経営管理権集積計画案の作成・経営管理実施権配分計画の進行管理 等 〕
- 市町村森林経営管理事業の業務支援（管理計画案・発注設計書の作成 等）



□ 活動実績（令和元年度）

- 経営管理権集積計画作成 5市町、約29ha

「緑の人づくり」総合支援対策のうち 森林経営管理制度推進事業

【令和2年度予算額 41,205 (30,204) 千円】

<対策のポイント>

森林経営管理制度の運用が軌道に乗るまでの間、本制度を円滑に実施するために必要な知見やノウハウを市町村等に習得・蓄積させる。

<政策目標>

○森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成（1,000人 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 市町村支援技術者養成事業（継続）

- 森林経営管理制度の運用に当たって、技術・指導力を有し、**市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成**します。
また、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。

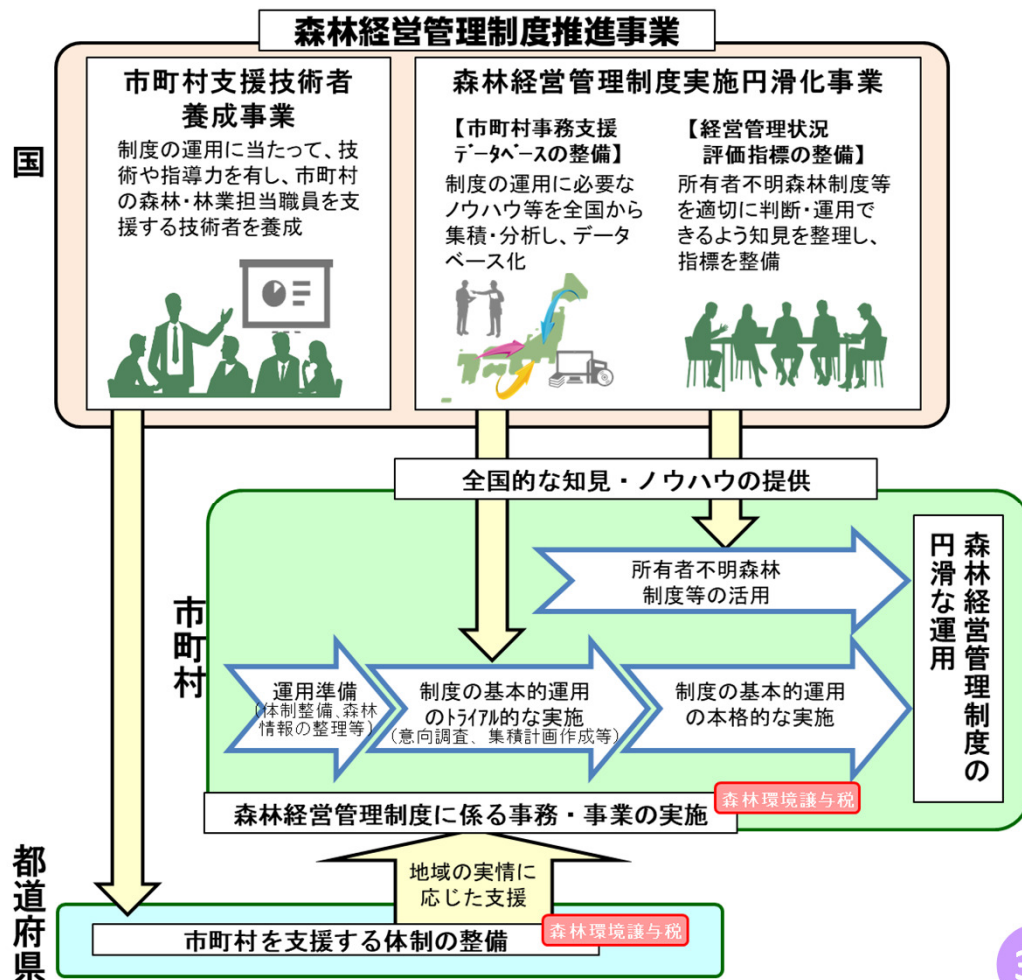
2. 森林経営管理制度実施円滑化事業（新規）

- 市町村が森林経営管理制度の運用を軌道に乗せることができるよう、**全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供**します。

<事業の流れ>

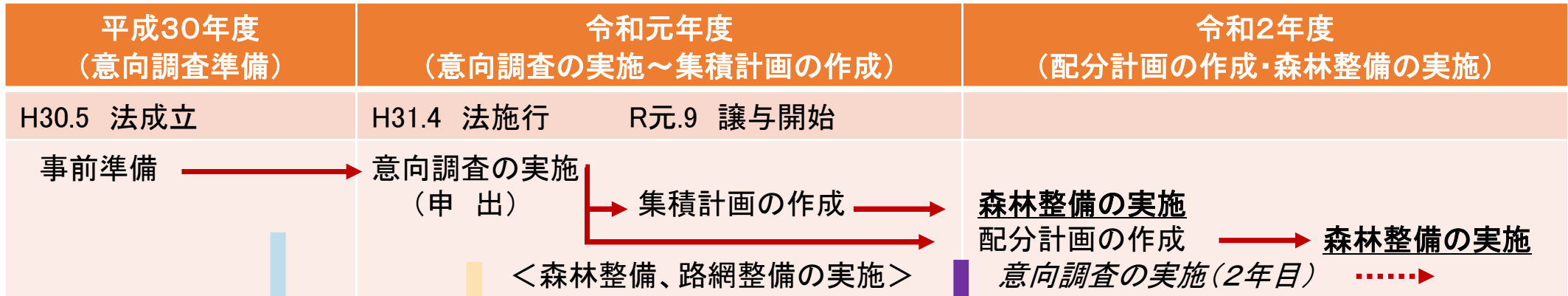


<事業イメージ>



森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- 関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。



【住民の関心がない】
・座談会や説明会の実施

【森林情報や境界が明確化していない】
・県が実施したレーザーデータを解析
・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

【どこから取り組んで良いかわからない】
・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

【職員がいない】
・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

【発注の仕方がわからない】
・県から発注システムを市町村に配布
【担い手がない】
・小規模な森林は自伐林家等に委託

【森林環境譲与税の活用】
・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

森林環境譲与税を活用した担い手育成 ～ 愛知県 岡崎市 ～

- 森林所有者や自伐林家、ボランティア活動等を行っている人工林の整備に関心のある方を対象に、森林整備に関する基礎的知識やチェーンソーの取扱い、安全な伐倒技術等を学ぶ講座を開催。
- 講座では森林組合の他、地域の森林ボランティアが補助講師として協力して指導。
- 講座修了後、森林整備活動を行うボランティア団体を案内し、地域での森林整備の活動を推奨。

□ 令和元年度の事業計画

【事業費】

827千円（全額譲与税）

【事業内容】

（1）人工林整備間伐養成講座（基礎）

講座日数：5日間

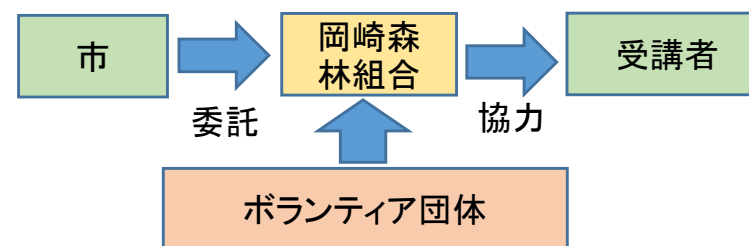
主な内容：座学、チェーンソーの取扱い、林分調査等

（2）山主自伐支援講座（実践） （※上記講座修了者を対象）

講座日数：3日間

主な内容：かかり木等の安全な処理技術、ウィンチ等を使用した搬出等

□ 事業スキーム

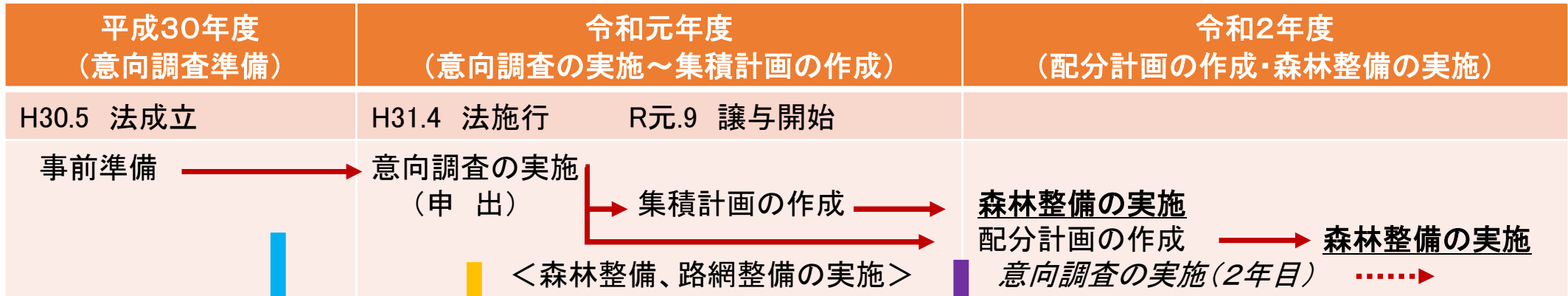


□ 基礎データ

| | |
|----------|----------|
| 林野率 | 60% |
| 森林面積 | 23,180ha |
| 私有林人工林面積 | 12,111ha |
| 令和元年度譲与額 | 32,164千円 |

森林経営管理制度を円滑に運用するにあたっての課題

- 市町村職員等からの声の多くは森林経営管理制度そのものの課題ではなく、従来からの課題。
- **関係者の皆様の知見や技術力を活かし、市町村との連携や助言等をお願いいたします。**



【住民の関心がない】

- ・座談会や説明会の実施
- 【森林情報や境界が明確化していない】
- ・県が実施したレーザーデータを解析
- ・地元の精通者を雇用し明確化作業を推進

【発注の仕方がわからない】

- ・県から発注システムを市町村に配布
- 【担い手がない】
- ・小規模な森林は自伐林家等に委託

【どこから取り組んで良いかわからない】

- ・モデル地区を設定し実施してみる
(境界が明確化している、高齢者が多い地区等)
- ・民間事業者と連携し、森林所有者からの申出を促す

【森林環境譲与税の活用】

- ・市町村独自事業の創設
(荒廃した森林の整備、整備に必要な路網の維持・修繕等)
- ・上流域(山村部)と下流域(都市部)との連携の推進

【職員がいない】

- ・都道府県の支援、近隣市町村との連携(協議会や調整会議の設置等)
- ・民間事業者との連携、新たな組織の立ち上げ(県森連との連携等)

林業の成長産業化と適切な管理に向けて



御清聴ありがとうございました。